

重要

八代市立第四中学校

「いじめ防止基本方針」

令和8年5月改訂

【 目 次 】

- 1 本校のいじめ防止基本方針について
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) いじめのとらえ方
 - (2) いじめの未然防止について
 - (3) いじめの早期発見について
 - (4) いじめへの対処について
 - (5) 家庭や地域住民との連携について
 - (6) 生徒会との連携について
 - (7) 関係機関との連携について
- 3 本校におけるいじめ等の実態
- 4 本校におけるいじめの防止等のための取組
 - (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - (2) いじめの未然防止のための取組
 - (3) いじめの早期発見・早期解消のための取組
 - (4) 学校におけるいじめへの対処（ガイドライン）
 - (5) いじめへの対処の流れ（基本マニュアル）
 - (6) いじめの解消
 - (7) いじめの防止等への取組の評価（マネジメント）
- 5 重大事態への対処
- 6 基本方針の見直し及び公表

1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立第四中学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨として行う。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめのとらえ方

①いじめの定義

(定義) いじめ防止対策推進法

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意する。

- ・いじめられた児童生徒の立場に立って見極めること。
- ・本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法22条の「学校いじめ対策組織」等を活用して行うこと。

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該児童生徒が関わっている仲間、集団等を指すこと。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目すること。
- ・いじめを受けた児童生徒が、心身の苦痛を感じていないケース（インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等）についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導法については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要であること。
- ・好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であること。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

② いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

また、いじめは、どの学校にも、どの子供にでも起こりうるものであり、その責任をいじめられる側に求めるものではない。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴わないいじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう努めなければならない。

(2) いじめの未然防止について

すべての児童生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要であり、すべての児童生徒を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

特に、児童生徒には様々な背景（障害のある児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒等）がある児童生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校や社会の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に、「いじめの心（人をいじめたい心）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服する力」の育成を図り、「いじめは決して許されない、いじめを乗り越えようとする心を高め合うことが大切である」ことへの理解を促し、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。

さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童生徒が安心して、自己有用感や自己肯定感を感じることができ学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

いじめの防止には、いじめ問題への取組の重要性についての認識を児童生徒および校区全体に広め、学校、家庭、地域社会が一体となって取組を推進するための普及啓発も必要不可欠である。

（３）いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、児童生徒は思春期の多感な時期であることから、児童生徒の表面的な表情や「大丈夫です」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一步踏み込んだ対応が求められる。

また、わずかな兆候であってもいじめを疑い、早い段階からの的確に関わりをもち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応する必要がある。

学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、家庭、地域と連携して児童生徒を見守る環境づくりを行う。

(4) いじめへの対処について

いじめが認知された場合、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、組織的な対応を行うことが大切となる。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備することが必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。いじめの解決とは、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。

(5) 家庭や地域住民との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が欠かせない。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(6) 生徒会との連携について

生徒会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、教職員及び学校関係者と生徒会執行部および専門委員会活動との連携が必要である。

より多くの児童生徒が互いの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、生徒会全体でいじめ防止に対しての組織的な取組や生徒会行事を構築することが必要である。

(7) 関係機関との連携について

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、日頃から、市教育委員会や関係機関の担当者との連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、教育的

な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、市教育委員会に報告・連絡・相談するとともに警察に相談・通報のうえ、連携した対応をとらなければならない。

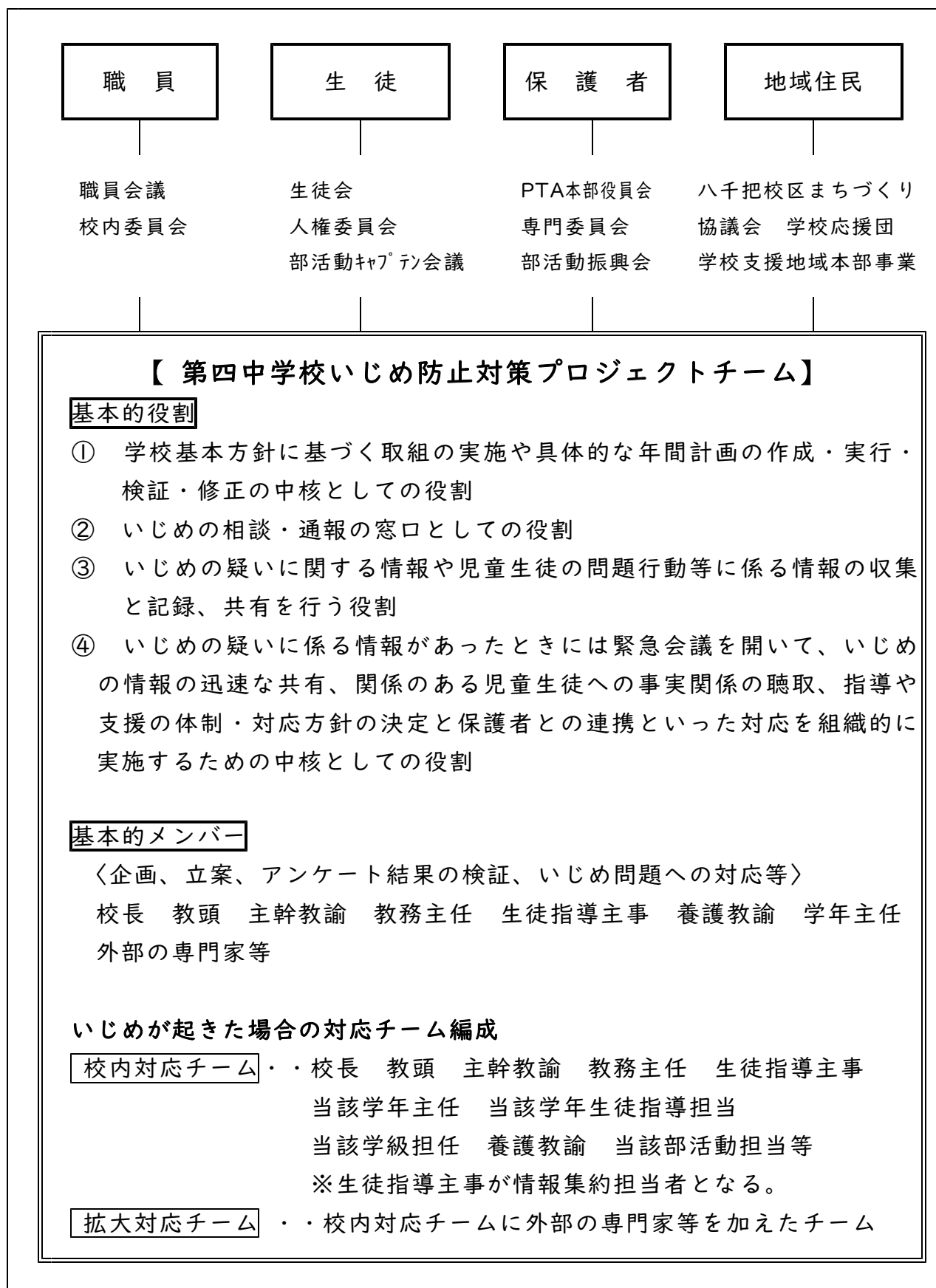
3 本校におけるいじめ等の実態

いじめの件数（「心のアンケート」で「いじめられたことがある」と回答）

	1年生		2年生		3年生	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
H30 30件	10	8	3	3	4	2
H31 27件	5	4	3	6	2	7
R2 27件	6	2	3	14	0	2
R3 12件	5		6		1	
R4 26件	14		10		2	
R5 22件	11		4		7	
R6 22件	12		5		5	
R7 22件	13		10		3	

4 本校におけるいじめの防止等のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織



(2) いじめの未然防止のための取組

ア 居場所づくり(わかる授業)、なかまづくりの実践

- 前時の復習を行い、知識技能の定着を図りながらわかる授業を実践していく。
- なかまづくりの観点から、個別学習だけではなく、意図的なグループ学習や教え合い学習の場を各单元の中で設定して授業を組み立てていく。

イ 道徳教育・人権同和教育の充実

- 年間指導計画に沿った着実な取組と実施後の検証に努める。
- 「考え、議論する道徳」等の授業実践に努める。
- 「熊本の心」の活用を図る。

ウ 生徒会活動の充実

- 人権委員会を中心とした生徒会で、各種研修会に積極的に参加する。
- 校内人権集会や文化祭などで、人権に関するアピールや意見・作文・標語発表などを行う。

エ 小中一貫・連携教育の取組

- 合同研修会や授業参観日、小中連絡会等を活用して、小中相互の授業参観や情報交換会等を行い、児童生徒の実態や課題等について共通認識・共通実践を図る。
- いじめ防止対策等について、保護者懇談会で話題にしたり、合同講演会、プリント配付等を行ったりすることで、家庭への啓発を小中で連携して取り組む。

オ 体験活動の充実

- 集団宿泊教室や修学旅行、体育大会、文化祭等の体験活動を通して、互いの個性を認め、協力して創り上げることの大切さや意義を体感させる。
- 生徒集会や学年集会で、なかまづくりを進める取組や発表活動を行う。

カ 校内研修の取組

- いじめの早期発見、いじめに対する措置についての取組について共通認識を図る。
- 教育相談や日頃の生徒観察を活用して、学校全体で生徒の共通理解を図る。
- いじめ・不登校対策委員会を定期的に開催し、情報共有・協議を行う。
- いじめの未然防止に関する専門家の講話や研修を行う。

キ 生徒指導充実月間の取組

- 生徒アンケートを行い、教育相談を行う。
- 全校集会で、いじめ防止に関する作文発表や講話、映像視聴を行う。

(3) いじめの早期発見・早期解消のための取組

ア 定期的なアンケート及び教育相談の実施

定期的に全校生徒を対象にアンケートを行い、日頃の生徒観察やアンケート結果をもとに、学級担任および部活動顧問、その他全教職員で教育相談にあたる。

イ 校内相談窓口の設定と周知

養護教諭やスクールカウンセラーによる個別相談を保健室や相談室で行うことができることを朝夕の学活や全校・学年集会等で周知するとともに、気になる生徒に対しては個別に話しかけ、養護教諭やスクールカウンセラーに相談するよう強く勧める。

さらに、全ての職員が相談窓口であることを共通認識として持ち、共通実践を行う。

ウ 電話相談窓口等の周知

いじめ電話相談等の専門機関について、全生徒へプリントやカードを配付して周知する。

エ 特別支援教育の視点から

発達障害等の特性や特性をもつ生徒一人一人の対応等について、年度当初に全教職員で研修を行い、共通理解・共通実践することを確認する。

オ 日々の観察

登校時の靴箱指導をはじめとし、登下校の様子や授業中の様子、休み時間や部活動での様子で、気づいたことを学年会や朝会等で積極的に頻繁に迅速に情報交換し、メモをとるなどして、記録に残していく。

(4) 学校におけるいじめへの対処（ガイドライン）

ア いじめについての事実確認

- 担任・副担任・学年主任→初期対応：すぐに確認し、事実関係を把握し、報告する。
- いじめ不登校対策委員会→情報、事実の正確な把握と確認。対応について検討する。
- 臨時職員会議等→情報交換を行い、対応を報告、協議する。共通理解を図り、統一した指導に努める。

イ いじめられている子どもへの対応

- 担任・学年部・生徒指導主事・職員全体で役割分担→心の支えになってやることを第一に考える（共感）。 / 生徒の成長を促す指導を心がける（援助）

ウ いじめている子どもへの対応

- 担任・学年部・生徒指導主事・職員全体で役割分担→事実の確認（複数の場合は個別に行う） / 理由、言い分をしっかりと聞く。（理解） / いかなる場合でもいじめは許されないということを理解させる。（指導）

エ 周囲の子どもへの対応

- 担任・学年部・生徒指導主事・職員全体で役割分担→傍観することはいじめを認め、助長することだと指導し、いじめを許さない心情を高めていく。

オ いじめを受けた生徒の保護者への対応

- 被害生徒の担任（可能な限り、加害生徒の担任も）→家庭訪問をし、事実を正確に伝える。 / 保護者の心情の理解と共感 / 事後の密な連携

カ いじめた生徒の保護者への対応

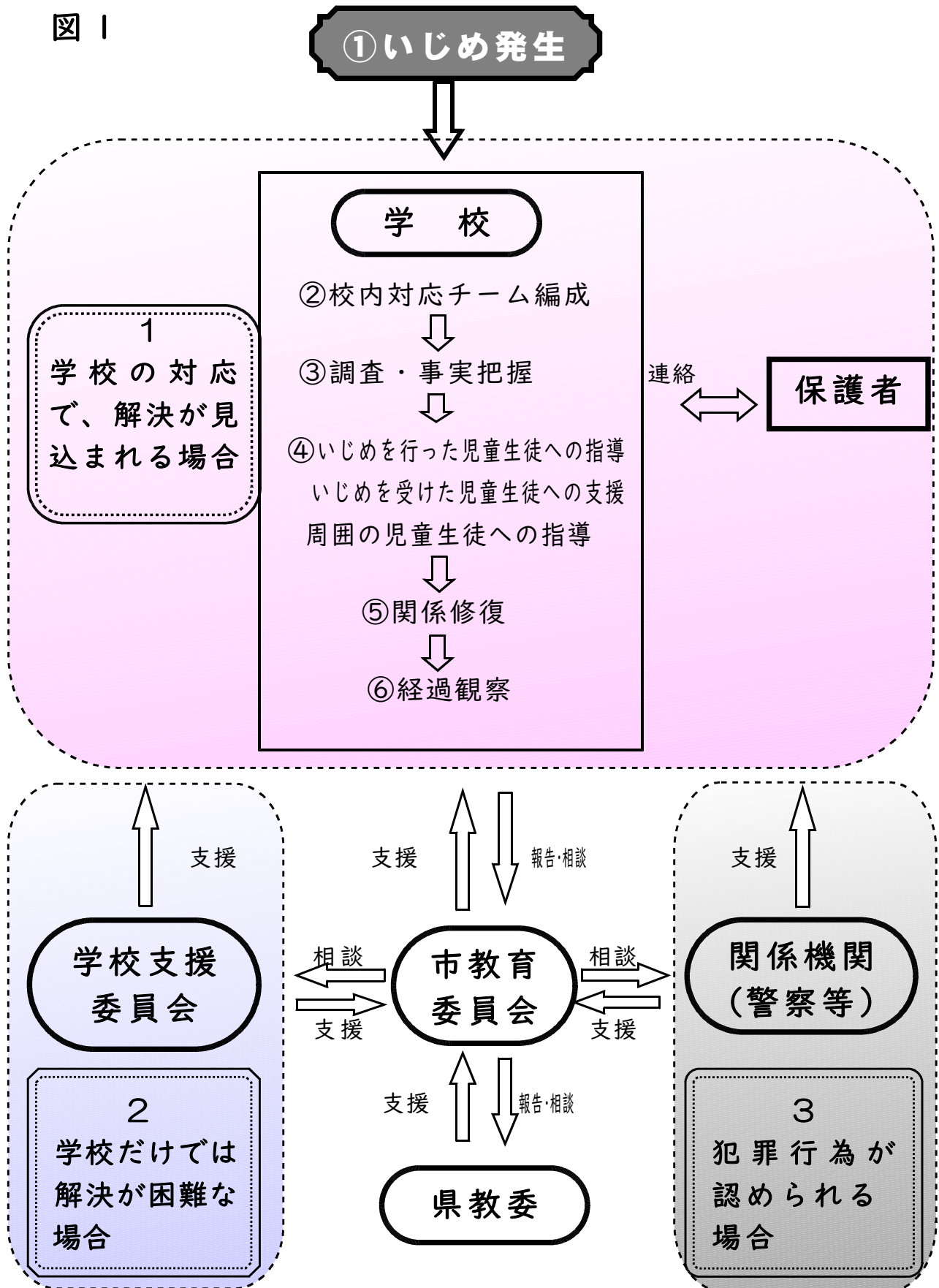
- 加害生徒の担任→家庭訪問をし、事実を正確に伝える。 / 保護者の心情の理解と共感 / 加害生徒の更正と関係改善 / 事後の密な連携

ク 保護者全体への対応

- 必要に応じてPTA等にも説明し、理解と協力を依頼する。
- 臨時保護者会（学校・学年・学級・関係者）を開いて状況を報告し、学校の取組への理解と協力を依頼する。

(5) いじめ問題対処の流れ (基本マニュアル)

図 1



注 学校支援委員会：学校だけでは対応が困難となった場合、専門的な立場において、学校及び学校関係者を支援する外部組織

(6) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、以下のア、イの要件が満たされている状況で判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

- 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安）継続していること。
- いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ・不登校対策委員会（「学校いじめ対策組織」）の判断により、長期の期間を設定する。
- 行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- 被害児童生徒本人及びその保護者等に対して面談等を行い、被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを確認すること。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめ・不登校対策委員会（学校いじめ対策組織）においては、被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(7) いじめの防止等への取組の評価について（マネジメント）

- 市教委へ報告→形式に沿って報告書を作成して提出する。
- 対応を振り返り、見えてくる問題点や対策の再検討を行う。
- 事態が改善されない場合は、専門機関（いじめ不登校アドバイザー、やつしる子ども 支援相談室等）とも連携して、再度検討を深める。

5 重大事態への対処 ＊市の基本方針を参照する

(1) 重大事態の報告、調査、対処 (図2)

ア 重大事態の意味

(重大事態) 法28条より

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態をいじめを受ける児童生徒の状況に着目し、以下に例示。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上の不登校状況が見られる場合
(30日未満でも市教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手する場合もある。)
- 児童生徒や保護者から申立てがあった場合

イ 重大事態の報告及び調査主体

- 重大事態が発生した場合は、図2のように学校や市教育委員会だけでなく、市全体で対処することになる。
- 学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。また、市教育委員会が、調査の主体を市教育委員会と学校のどちらにすべきか判断する。
その際、調査主体が学校になった場合は、必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を市教育委員会に求め、市教育委員会と一体となって調査を実施する。

ウ 調査主体が学校の場合

(ア) 重大事態の調査組織の設置

組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該関係者と直接の人間関係を有しない第三者の参加を図ることにより、公平性・中立性を確保するよう努める。その組織は、いじめ不登校対策委員会(学校いじめ対策組織)を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家(警察、弁護士、カウンセラー等)を加えるなどの方法をとる。

(イ) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

いじめを受けた疑いのある児童生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行ったり、在籍児童生徒等へのアンケートやヒアリングを行ったりするなど、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

たとえ調査主体に不都合なことがあった場合でも、事実としっかり向き合う姿勢で臨む。

(ウ) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対しての情報提供

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒及びその保護者へ情報を適切に提供する。

関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

得られたアンケート結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。

(エ) 市教育委員会への報告（※市教育委員会から市長に報告）

学校は、調査結果を市教育委員会を通じて市長に報告する。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果に添えて報告する。

(オ) 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の関係者は、得られた調査結果から、いじめられた児童生徒やその保護者等への配慮のもと、「八代市学校いじめ対応マニュアル」を参考にし、重大事態の対処をする。

エ 調査主体が市教育委員会の場合

学校は、市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力し、事態の解決に市教育委員会と一体となって取り組む。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

学校は、上記(1)－ウ－(エ)の報告を受けた市長が、必要があると認めるときは、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて、再調査に協力する。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

学校は、市長及び市教育委員会の指示、指導・助言のもと、再調査の結果を踏まえた重大事態への対処、重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置をとる。

6 基本方針の見直し及び公表

1 基本方針の見直しの検討

市は、いじめの防止等に関する市の施策や学校の施策、重大事態への対処等、市の基本方針が適切に機能しているかどうかについて、「八代市いじめ問題対策連絡協議会」「八代市いじめ防止等対策委員会」等の組織を用いて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う等、必要な措置を講じる。

学校は、国・県・市等の基本方針の見直しを受け、いじめ不登校対策委員会（学校いじめ対策組織）や生活指導委員会等の組織を用いて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

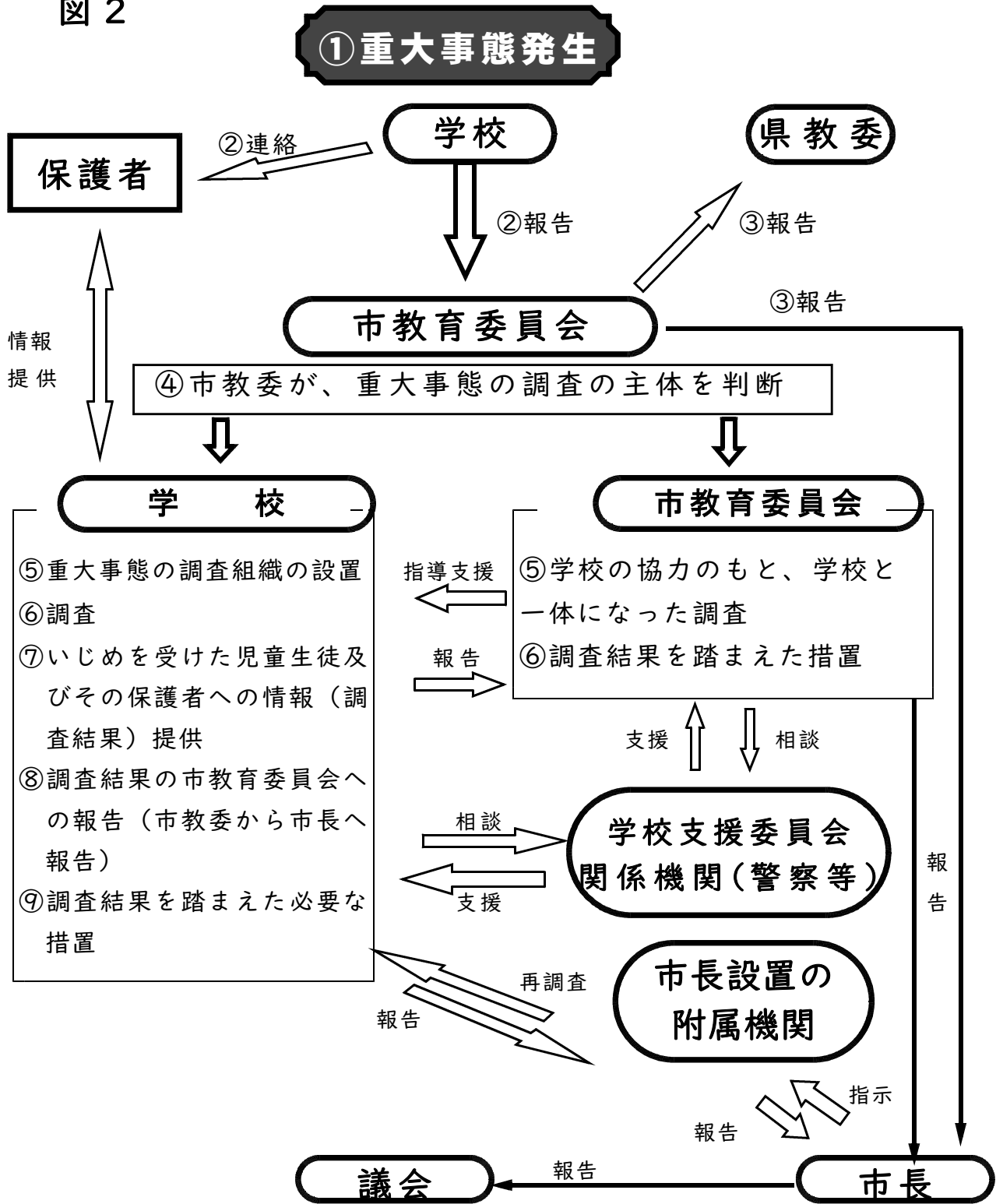
2 基本方針策定状況の確認と公表

学校は、市教育委員会へいじめ防止基本方針の策定内容を報告する。

（注1）学校等警察連絡協議会におけるいじめ事案に対する申合せ事項

相 談 基 準
<p>【生命・身体の安全が脅かされているような重大ないじめ事案】</p> <p>○ 被害児童生徒の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高い事案</p>
<p>【犯罪行為として取り扱うことを求めるいじめ事案】</p> <p>○ 重大ないじめ事案に当たらない事案にあっても、当該児童生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求める事案</p>
<p>【指導が困難ないじめ事案】</p> <p>○ いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為を認められる事案</p>
<p>○ その他、警察へ相談することが適当と思われる事案</p>

図 2



（重大事態）

- 1 いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより児童生徒が相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。